

(平成21年5月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から52年3月まで

私の夫は、国民年金加入と同時に1級の障害福祉年金を受給したことから年金は大切なものだとよく認識しており、私も任意加入し国民年金保険料を納めてきた。夫が公務員として働くようになってからは、6月の夫の給料日後に1年分の保険料を一括納付した。昭和49年1月から52年3月までの保険料も納付をしたので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が沖縄県の国民年金制度が発足した昭和45年4月から障害福祉年金（1級）を受給したことから、年金は大切なものと認識し、自分自身も同時期から任意加入したとし、実際に61年度に第3号被保険者制度が開始されるまで任意加入を継続している上、国民年金加入期間について、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立人は国民年金制度に対する理解が深く、また、同保険料の納付意識も高いものと判断される。

また、申立期間当時、申立人の夫は、昭和49年6月に申立期間に係る国民年金保険料を一括納付していると主張しているが、申立人の夫は、同年1月から教職員として常勤で働くこととなり、給与の他に賞与及び障害福祉年金も支給されていたことが確認できることなどから、申立人の申立期間に係る同保険料を納付する資力はあったものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和45年4月1日から第3号被保険者制度が開始される直前の61年3月までの期間について、任意加入該当者であるにもかかわらず、61年6月9日に強制加入期間として記録訂正され、48年4月1日には再度任意加入に種別変更されている上、申立人の夫も、共済組合の組合員であるにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録では、46年10月から48年3月までの期間について法定免除に認定され、当該免除が平成13年1月になって取り消されているなど、申立人夫婦に係る行政の記録管理が適切に行われて

いなかったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年9月までの国民年金保険料については、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年9月まで

私は、昭和55年4月から同年9月までの国民年金保険料を銀行で納めており、領収証書を所持している。納付した保険料は還付も受けていないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付した昭和55年12月23日付け及び56年1月16日付けの銀行の領収印が押印された領収証書を所持しており、申立人に対し当該期間についての還付決議等が行われた記録は確認できず、還付された事実は認められない。

また、申立人に係る社会保険庁の記録では、当初、昭和50年12月26日に国民年金に任意加入し、58年4月12日に資格喪失となっており、申立期間は任意加入期間として国民年金保険料の納付が可能であったと考えられるとともに、当該記録については、平成4年に「昭和58年4月12日資格喪失」から「昭和56年1月4日資格喪失」に記録訂正された後、再度「55年4月1日資格喪失」として追加訂正されていることが確認でき、申立人の記録管理に不適切な取扱いがあったことが認められる。

さらに、申立期間の前後は現年度納付している上、申立期間を通じて申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことなど、その主張に不自然さみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、国民年金の納付記録を確認したところ、当初、昭和52年度分の国民年金保険料は未納期間であるとの回答をもらった。収納年月日が52年8月17日付けの銀行の領収印が押印された領収書と同年9月21日付け同銀行の領収印が押印された徴収カードを年金手帳に貼付して所持していたので申立期間は、納付済に訂正されたが、保険料は52年8月17日と同年9月21日に重複納付しているにもかかわらず国民年金保険料の還付はしないとの回答には納得がいかない。

重複納付した保険料を還付してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年8月17日付けの銀行の領収印が押印されている52年度分の国民年金保険料の領収書を所持しており、申立人が所持する年金手帳に貼付されている徴収カードの方にも、同年度分の国民年金保険料が納付されたことを証する52年9月21日付け銀行の領収印が押印されていることが確認できる。

また、申立期間の国民年金保険料を収受した銀行では、「申立人が所持する領収書に押印されている同銀行の領収印と、年金手帳に押印されている同銀行の領収印の日付が異なるのであれば、別々に納付されたものと推認される」と説明している上、社会保険庁の当初の記録では、申立人の昭和52年4月から53年3月までの期間及び56年9月の国民年金保険料の納付記録は未納とされていたが、平成20年10月9日に申立人の所持する領収書及び申立期間当時の市町村の国民年金被保険者名簿の記録に基づき納付記録が未納から納付済みに訂正されており申立人の納付記録について行政側の記録管理に不備

があったことがうかがえるなど、申立期間の保険料を重複して納付したとする申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料相当額を重複して納付していたものと認められるとともに、当該期間の国民年金保険料は還付されていないものと認められる。

沖縄国民年金 事案 194

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から同年3月まで
当時、私は夫婦で自営業を営んでおり、老後の備えのため、国民年金保険料はすべて納付していたはずである。申立期間の国民年金保険料については、夫婦二人分を一緒に納付した記憶があり、当該期間以外は完納となっているのに、申立期間だけ未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦二人分の保険料を一緒に納めていたとする申立人の妻も申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間当時、申立人は夫婦で自営業を営み経済的に安定していたと説明している上、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の生活状況に大きな変化は見られないと考えられることから、申立期間のみが未納となっているのは不自然であり、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

当時、私は夫婦で自営業を営んでおり、老後の備えのため、国民年金保険料はすべて納付していたはずである。申立期間の国民年金保険料については、夫婦二人分を一緒に納付した記憶があり、当該期間以外は完納となっているのに、申立期間だけ未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦二人分の保険料を一緒に納めていたとする申立人の夫も申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間当時、申立人は夫婦で自営業を営み経済的に安定していたと説明している上、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の生活状況に大きな変化は見られないと考えられることから、申立期間のみが未納となっているのは不自然であり、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年3月まで

私は、夫と私の二人分の国民年金保険料をいつも一緒に納付し、沖縄特別措置に係る保険料も、夫婦二人分をまとめて納付した。

私が保険料の納付を行っていたにもかかわらず、夫はすべて納付済みとされ、私の分の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、沖縄特例納付期間も含め、国民年金保険料をすべて納付しており、一緒に納付していたとする申立人の夫も申立期間を含め保険料をすべて納付していることから、夫婦ともに国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の仕事や住所など生活状況に変化はみられないことから、申立期間について国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、市の被保険者名簿の納付記録では、申立人は昭和45年4月から平成3年10月までの期間がすべて未納とされており、行政側の国民年金の記録管理が適切に行われていなかった状況が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和17年12月30日）及び資格取得日（昭和19年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和17年12月から18年11月までは40円、18年12月から19年2月までは70円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年12月30日から19年3月1日まで

私は、昭和17年9月8日から20年8月15日までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、17年12月30日から19年3月1日までの厚生年金保険の記録が無いとされた。保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録によると、A社において昭和17年9月8日に厚生年金保険の資格を取得し、同年12月30日に資格を喪失後、19年3月1日に同法人において再度資格を取得しており、17年12月から19年2月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人は、申立期間について、「戦時中であり、特段の理由の無い移動や離職についての自由は制限されていたことから、勤務当初から終戦まで継続してA社の寮に住んでいた。」としており、また、申立人と同郷であった当時の同僚は、昭和17年に同じ船で出発し、同年9月8日から採用され、同じ寮で生活を共にしており、「戦時中に申立人が辞めたということはなかった。」と証言し、他の同僚も、「毎日残業続きで、工場と寮の往復だけの生活であったが、申立人の名前は覚えている。」と証言している。

さらに、申立人が挙げた同僚3名の厚生年金保険被保険者記録は、採用時か

ら申立期間を含む昭和 20 年 8 月 15 日の終戦まで継続している上、A社の社会保険庁のオンライン記録の 31,526 名中、申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格をいったん喪失し、後に再取得している被保険者について調べたところ、申立人を含めて 7 人おり、そのうち聴取可能な 2 名について照会を行ったところ、勤務実態どおりの被保険者期間であることが確認できた。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期に入社した同僚の記録から、昭和 17 年 12 月から 18 年 11 月までは 40 円、18 年 12 月から 19 年 2 月までは 70 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「当時の A 社の職員名簿や退職者名簿等については昭和 21 年後半からは保存されているが、それ以前については一切保存されていないため不明である。」としているが、申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 17 年 12 月から 19 年 2 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和51年2月14日、資格喪失日に係る記録を52年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、51年2月から同年9月までの期間については6万円、同年10月から52年2月までの期間については6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月15日から52年5月まで

私はA社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しており、当時の同僚が同社の社員であったことを証明してくれるということなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の上司及び同僚の証言、並びに元事業主の在職証明により、申立人が申立期間のうち昭和51年2月14日から52年2月28日までの期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、複数の上司及び同僚から「A社において、申立人と同じ部門で勤務していたものは正社員であり、申立人も正社員であった。正社員はすべて厚生年金保険に加入していた」との証言が得られた上、当該同僚には同社において、厚生年金保険の加入記録が確認できる。さらに、元事業主は、在籍期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の証明をしている。

これらの事実並びにこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和51年2月から52年2月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認め

られる。

一方、申立期間のうち、上記以外の期間については、元同僚の証言等からは、勤務実態や勤務状況を確認することができず、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料等も無いことから、当該期間については申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間の標準報酬月額は、昭和51年2月から52年2月までの標準報酬月額については、申立期間にA社に在籍していた同年齢の従業員の標準報酬月額改定額及び近隣の同業種の従業員の標準報酬月額改定額から、申立人の標準報酬月額は、51年2月から同年9月までは6万円、同年10月から52年2月までは6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、会社解散時の社長は、申立期間当時の資料は存在せず、保険料を控除していたと証明しているが、申立期間におけるA社の被保険者名簿の整理番号に欠番が見あたらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が欠落したとは考え難い。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社X支店における資格取得日に係る記録を昭和45年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、45年1月から同年3月までは95ドル、同年4月及び5月は120ドルとすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月1日から45年6月1日まで

A社において、昭和37年6月21日から平成9年8月8日まで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、昭和45年1月から45年5月まで厚生年金保険の加入漏れが生じている。

当初から健康保険・厚生年金保険に加入し、給与からも社会保険料が源泉徴収されていたので被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の保管する人事記録や給与等を記録した職員カード及び事業所の担当者の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、人事記録及び社会保険事務所の昭和45年6月の記録から、同年1月から同年3月までは95ドル、同年4月及び5月は120ドルとすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

沖縄厚生年金 事案 188

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社X支店における資格取得日に係る記録を昭和50年12月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月18日から51年1月7日まで

昭和50年12月18日付けで、A社本店からA社X支店に転勤したが、年金記録を確認したところ、同年12月18日に同社本店において被保険者資格を喪失した後、51年1月7日に同社X支店において資格取得となっている。

しかし、入社以来、当該期間も含めて継続的にA社に勤務しているので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の保管する人事記録や申立人が提出した職員カード及び申立人に係る雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し(昭和50年12月18日に同社本店から同社X支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和50年9月の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 22 日から同年 12 月 25 日まで

私は、申立期間において沖縄船籍のX船に船員として勤務していたが、沖縄の本土復帰前であったことから厚生年金保険の加入記録を確認したところ、記録が無いとされた。厚生年金保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、船員として勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が乗船していたX船は、船員法に基づき運輸局が保管している船舶原簿により、申立期間において、A事業所を船舶所有者とする沖縄船籍の船であったことが確認できる。

しかし、申立期間は、本土復帰前であり沖縄に船員保険制度が無いことから、申立人は、A事業所において、厚生年金保険に加入するべきところであったが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 47 年 5 月 15 日であり、申立期間当時は適用事業所となっていない。

また、申立期間直前の昭和 45 年 7 月 13 日から同年同月 21 日の 1 か月間の厚生年金保険加入記録があるB事業所（県外）は、同年同月 21 日に適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

なお、A事業所の事業主・同僚等も既に他界しており、また、B事業所も清算完了後相当の期間が経過していることから法人登記簿謄本が既に無く、両事業所における当時の厚生年金保険等の加入状況等について確認することができない。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。